

料金後納
郵便

ゆうメール

商工通信
2022年3月

Vol.85

かめやまWay

亀山商工会議所

〒519-0124 亀山市東御幸町39-8
TEL 0595-82-1331 FAX 0595-82-8987

◎ kameyamacci で検索

<http://kameyama-cci.or.jp>

<http://kameyama-shop.jp/> 〈亀山あきない BLOG〉

<http://www.kameyama-yeg.jp> 〈青年部〉

目 次

- ビジネスマナー研修
健康診断
バナー広告募集
事業復活支援金
- 相談所
- 景況調査
- 青年部
女性部
協会けんぽ
スケジュール

ビジネスマナー研修会を開催します

来る4月14日(木)亀山商工会館又はオンライン(ハイブリット形式)にて、オフィス成旺 中村麗香氏をお招きし「ビジネスマナー研修会」を(公財)日本電信電話ユーモ協会三重支部と共に開催します。

本研修会は、新入社員の方だけでなく、改めて企業の一員としての自覚と、ビジネスの場での具体的なマナーを身につけたい方も対象としています。皆様からのお申込みお待ちしております。

詳細や申込みについては、同封の開催案内チラシをご覧ください。

【研修日時】

・令和4年4月14日(木)

・午前9時30分～午後5時

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって開催方法や開催場所等が変更となることがあります

健康診断を実施します

来る4月27日、28日、5月2日、6日の4日間、亀山商工会館にて当所主催健康診断を実施します。

詳細や申込みについては、同封のチラシなどをご覧ください。また、問合先・申込先が四日市羽津医療センターになつておりますのでご注意ください。

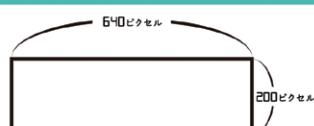
い。健診受診の申込締切日は3月11日(金)となっていますので、ご希望される事業所は、この機会にぜひご利用ください。※各日定員数有、先着順

バナー広告掲載募集

当所は昨年創立70周年を迎えるにあたり、ホームページをリニューアルしました。リニューアルに伴い会員事業所様の集客や企業PRに活用いただきたくバナー広告掲載を募集しています。

詳細や申込みについては、当所ホームページ又は左記QRコードよりご覧ください。

亀山商工会議所 月々5,500円 ×6ヶ月 **33,000円** (税込)
会員限定 →



パソコン版・スマートフォン版
両方の下部バナーに掲載します!

バナー画像について

掲載用バナー画像は下記の仕様となります。

掲載用バナー画像及びリンクURLについては、当所のサーバーへ設置するため、担当者までお送り下さい。

- ・バナーサイズ 横640ピクセル × 縦200ピクセル
- ・JPEGまたはPNG形式
- ・リンク先URL



②給付額(上限)

売上高減少率△50%以上

個人 50万円

法人 100万円～250万円

売上高減少率△30%以上50%未満

個人 30万円

法人 60万円～150万円

※法人は年間売上高によって上限額が異なります。

③申請期間

令和4年1月31日～5月31日

④申請方法

1. 事業復活支援金事務局HPから仮登録し、申請IDを取得する。
2. 登録確認機関で事前確認を受ける。
3. 事業復活支援金事務局HPから本申請を行う。

※制度の詳細、申請は左記の事業復活支援金事務局HPをご確認ください。
(事業復活支援金事務局HP)
検索ワード：事業復活支援金

事業復活支援金のご案内

相談所コーナー

掲載の支援施策は令和4年2月15日時点の情報です。
最新の情報は必ず各施策HP等でご確認ください。

所得税等の申告期日が迫っています

確定申告の期日が令和4年3月15日(火)となっています。

令和3年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、

令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までの間に確定申告を行い、所得を納付する必要があります。

確定申告の仕方がわからない方は

必要書類(総売上・総仕入・総経費・社会保険等の控除関係の金額がわかるもの)をご持参のうえ当所までお越しください。納税者の方のご責任のうえで決算書・申告書作成のお手伝いを当所職員でさせていただとか、税理士による確定申告個別相談会をご案内させていただきます。

なお、相談をご希望の方は申告書等へマイナンバーの事前の記載はご遠慮ください。

確定申告がまだお済みでない方はお早めに確定申告書の作成と期限内納付を行ってください。

消費税の申告について

★青色申告について★

白色申告の方は青色申告に代えてみませんか?青色申告の主な特典には次のようなものがあります。

①専従者給与

事業主と生計を共にしている配偶者や15歳以上の親族で専らその事業

『消費税の確定申告をする対象者』

消費税の確定申告の期日は令和4年3月31日(木)となっています。

『消費税の確定申告をする対象者』

消費税の確定申告の期日は令和4年3月31日(木)となっています。

に従事している人であれば、適正額相当の給与をとることができ、全額必要経費になります。

(※税務署に届出が必要です)

②青色申告特別控除

経理方法及び申告方法により10万円、55万円、65万円の所得控除が適用されます。但し、55万円または65万円の控除を受ける場合は「損益計算書」

のほかに「貸借対照表」を添付しなければならない等の要件があります。

③純損失の繰越し・繰戻し

損失が出たとき、翌年以降3年間にわたって繰り越しができます。当年は赤字で翌年が黒字になつた場合に前年の赤字分を所得金額から差し引くことができます。

家族従業員がいる方や青色申告特別控除を受けたい方は「青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。詳しくは当所までお尋ねください。

特に、右記の②、③のいずれかに該当する場合は、令和1年分の課税売上高が1千万円以下であつても、令和3年分の消費税の確定申告が必要となります。

消費税の税額がわからない方は計算に必要な書類(決算書等)をご持参のうえ当所までお越し下さい。職員が税額計算のお手伝いをさせていただきます。

当所で対応させていただいく相談について、所得税は原則として事業不動産・給与・雑所得から生じる所得のみとし、左記の内容等にあてはまる方のご相談は対応をしかねます。

①e-Taxに関する本人送信での申告手続きの代行・税理士による代理送信
②事業用資産以外の資産の譲渡や交換をしたことによる所得または損失(特別控除等で結果として所得が0円になる方も含む。)を申告される方
③災害や盗難等による資産の損失を申告される方

④税理士または税理士法人の関与がある方または会社の役員の方
⑤初めて住宅購入金特別控除の適用を受ける方
⑥事業所得を有する方で前年分の青色申告特別控除前の所得金額が400万円を超える方
⑦消費税の申告をされる方で令和1年分の課税売上高が3,000万円を超えている方
⑧贈与税の申告をされる方または所得税の申告にあたり事業資産等で贈与を受けた方
⑨当所の確定申告書等作成支援に関する同意書に同意できない方
※当所職員または派遣税理士が支援した確定申告に関する決算申告納税等について、当所または派遣税理士は一切の責任を負いかねます。

当所で決算及び確定申告のご相談を予定されている方へ

免稅事業者である場合は消費税込のみの金額で判定します)

②令和1年の課税売上高が1千万円以下でも「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

③令和1年の課税売上高が1千万円以下でも令和2年の特定期間(1月から6月まで)の課税売上高と給与支払額がそれぞれ1千万円を超えている方

特に、右記の②、③のいずれかに該当する場合は、令和1年分の課税売上高が1千万円以下であつても、令和3年分の消費税の確定申告が必要となります。

消費税の税額がわからない方は計算に必要な書類(決算書等)をご持参のうえ当所までお越し下さい。職員が税額計算のお手伝いをさせていただきます。

当所で対応させていただいく相談について、所得税は原則として事業不動産・給与・雑所得から生じる所得のみとし、左記の内容等にあてはまる方のご相談は対応をしかねます。

①e-Taxに関する本人送信での申告手続きの代行・税理士による代理送信
②事業用資産以外の資産の譲渡や交換をしたことによる所得または損失(特別控除等で結果として所得が0円になる方も含む。)を申告される方
③災害や盗難等による資産の損失を申告される方

④税理士または税理士法人の関与がある方または会社の役員の方
⑤初めて住宅購入金特別控除の適用を受ける方
⑥事業所得を有する方で前年分の青色申告特別控除前の所得金額が400万円を超える方
⑦消費税の申告をされる方で令和1年分の課税売上高が3,000万円を超えている方
⑧贈与税の申告をされる方または所得税の申告にあたり事業資産等で贈与を受けた方
⑨当所の確定申告書等作成支援に関する同意書に同意できない方
※当所職員または派遣税理士が支援した確定申告に関する決算申告納税等について、当所または派遣税理士は一切の責任を負いかねます。

当所地区の小規模企業の景況 (令和4年1月調査結果)

毎年1月・7月の年2回、企業の景気動向を県下12商工会議所合同で調査することにより、県内の同企業の景況を把握し、当所経営改善普及事業活動の参考とするために実施しています。

【調査対象】

当所会員企業の中から抽出した企業505社に対し回答は111社、回答率は22.0%。

【現状】

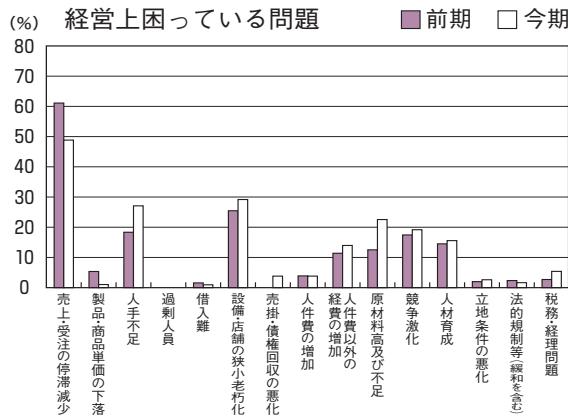
令和3年7～12月の業況は、「良い・やや良い」が22.5%（前期8.9%）、「やや悪い・悪い」が45.9%（前期63.4%）となり、DI値は△23.4（前期△54.5）で、前期時と比べ31.1ポイント改善した。業種別のDI値では、すべての業種で改善が見られた。

【今後の見通し】

今後の見通しについては、「良い・やや良い」が10.8%（前期8.9%）、「やや悪い・悪い」が37.8%（前期46.4%）となり、DI値は△27.0（前期△37.5）と、10.5ポイント改善した。現状のDI値（△23.4）と今後のDI値（△27.0）を比較すると、3.6ポイント業況の悪化を見通している。業種別では、小売業・飲食業が改善を見通す一方で、製造業・建設業・卸売業・サービス業・交通運輸業・その他の業種は悪化を見通す結果となつた。

【経営上困っている問題】

「売上・受注の停滞減少」が最も多く、業種別では、製造業・卸売業・飲食業・サービス業は「売上・受注の停滞減少」を、建設業は「原材料高及び不足」を、その他の業種では「人手不足」を、「競争激化」を上位に挙げている。



※ DI 値とは…
景気動向を示す指標で調査時点における企業の経済行動（強気か弱気など）を知るものであり、景気動向を判断する資料として広く使用されている。特に言及のない限り「増加」「好転」したとする企業割合から、「減少」「悪化」したとする企業割合を差引いた値である。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

24時間・
365日
お問い合わせ
可能に
なりました

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6ヶ月を含む）で毎月均等償還です。

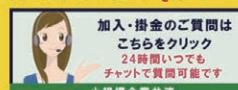
2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または 必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

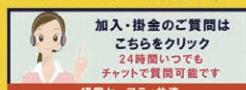
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模企業共済



TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



経営セーフティ共済



検索

青年部通信

新年例会を開催しました

去る1月21日(金)19時よりWeb会議ツールZOOMを活用したオンライン形式にて、やつちやえ亀山委員会担当の新年例会を開催しました。当日は青年部OB(粉蝶会)メンバー・現役メンバー併せて約32名の方に参加していました。

会長挨拶では「コロナ禍で厳しい状況ではありますが失敗を恐れずにメンバー同士議論を交わし、人の話に耳を傾けて事業計画を作り込み事業に取り組んでいきたい。」と述べられました。

今例会では昨年度の振り返りとしてwithコロナの中、新しくチャレンジした内容を各委員長より報告していただき、その後ゲームアプリを使いクイズや、リモートでのビンゴ大会を行うなど、会員同士や青年部OBの方々とも交流を深め合い、コロナ禍の苦難をOBの方と共にし今後との未来について語り合うことができまし



亀山商工会議所
青年部会員募集中！

「ユーリーダーとして

将来の亀山を創造しませんか？

商工業の経営者、後継者として指導力、会話法などを学ぶための、様々な研修・講習会などを行い、個人の人格見識を高め、市内の若手経営者と異業種交流を図り、地域商工業の振興に寄与することを目的に活動しています。

お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】
青年部担当…塚田・笠原
TEL..82-1331

【お問合せ先】
青年部担当…塚田・笠原
TEL..82-1331

女性部通信

新人会員募集

当女性部では新入会員を募集しています。主な活動内容として、各種セミナー等の研修事業の開催や会員相互間の親睦・交流事業を実施するほか、地域振興活動として地元食材を使った料理教室や関宿納涼花火大会でのバザー出店などにも取り組んできました。

入会をご希望の方はお気軽にお問合せください。私達と一緒に交流を深めませんか。

【お問合せ先】

女性部担当…金谷・川口
TEL..82-1331

スケジュール

- | | |
|----|------------------------|
| 3月 | 2日(水) 正副会頭会議
記帳継続指導 |
| | 9日(水) 青年部役員会 |
| | 10日(木) 常議員会 |
| | 22日(火) 青年部例会 |
| | 25日(金) 通常議員総会(予定) |
| 4月 | 13日(水) 青年部役員会 |
| | 14日(木) ビジネスマナー研修 |



令和4年度の協会けんぽの保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部からのお知らせです。

令和4年度の協会けんぽ三重支部の健康保険料率は令和3年度よりも引き上げ、介護保険料率(全国一律)は引き下げとなります。

※変更は3月分(4月納付分)からとなります。

※対象者は、協会けんぽ三重支部発行の健康保険証をお持ちの方です。

(健康保険料率)

現行(令和3年度)…9.81% ↓
令和4年3月分…9.91%(引き上げ)

(介護保険料率)

現行(令和3年度)…1.80% ↓
令和4年3月分…1.64%(引き下げ)

いつもあなたのとなりに…

Face to Face

地元の事業者の強い味方
地域活性化連携ローン
「商工会議所・商工会」連携ローン

最高500万円 担保不要 第三者保証人不要

※詳しくはお近くの営業店までお気軽にお問合せください。
亀山支店 TEL0595-82-2611

北伊勢上野信用金庫

ホームページ <http://www.kitaiseueno-shinkin.jp/>

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

三重県信用保証協会は、中小企業の皆さまが事業資金借入をされる際の「公的な保証人」となってサポートします。お気軽にご相談ください。



イメージキャラクター
みえ みらいちゃん

イメージキャラクター
みえ しんぼくん

本店 059-229-6021 (代表)

四日市支店 059-353-9161 (代表)

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

